

藤原伊房筆「十五番歌合」から試みた作品制作

石丸 真弥

ISHIMARU Shinya

本作は、アララギ派として知られる伊藤左千夫の短歌一首を、藤原伊房（一〇三〇—九六）筆「十五番歌合」で展開される草仮名の表現を取り入れて制作した作品である。

はじめに、伊房筆の「十五番歌合」の概要を示しておこう。書写内容である『十五番歌合』は、藤原公任（九六六—一〇四一）の撰とされており、柿本人麻呂、山部赤人、紀貫之をはじめとする歌仙三十人の秀歌を一首ずつ選び、左右に分けて十五番の歌合形式にしたものである。筆者は古来より撰者とされる藤原公任と伝えられてきたが、今日の研究では、「三蹟」の一人・藤原行成（九七二—一〇二七）を祖とする世尊寺家三代目の伊房を筆者とするのが定説である。もともとは三十首揃っていたはずであるが、現存する遺品は、国宝である前田育徳会蔵の一卷（巻首・巻中・巻尾の欠失した二十一首は、中院通村（一五八八—一六五三）の後補と伝えられている）や個人蔵を含め、十四首と四番左の壬生忠岑歌の七字断簡「け

ふはみゆらむ」（古筆手鑑に所収）・八字断簡「、やまもかすみて」が知られるところであり、二〇一六年に大阪で開催された「王羲之から空海へ—日中の名筆 漢字とかなの競演」では、前出した八字断簡が初公開され話題となった。料紙は、蠟箋や雲母摺りの型文様がある舶載のから紙が用いられている。書式は、歌合の番数のみ記して、左右は書かず、歌人名を記してから、一首を四行に書いており、四行目は、四文字のものが多く、七番右の藤原清正の一首については、三行で終わってしまったためか、歌末の「ざるべき」を衍字として一行足している。草仮名を主体に書かれているが、女手を交えている箇所もある。書風は、当時主流の典麗優雅で流麗な仮名とは異なり、大ぶりの草仮名を駆使して、力強い筆力を示している。「北山抄」（巻三・巻七）や「藍紙本万葉集」など、伊房筆の基準作例の中でも、極めて大胆で意欲的な作品と言えよう。この書風は、五代目の藤原定信（一〇八八—一一五四）に受け継がれていると

ころもあり、『今鏡』（巻第五・水くき）には、定信の筆跡が、伊房の「御手にぞよく似て侍るなる」とある。一風変わった激しい性格を物語る「勅撰集改竄事件」・「契丹密貿易事件」のエピソードは、よく知られるところであり、この両事件によって描かれる伊房という人物は豪胆そのものである。「十五番歌合」と酷似する古筆に、伝源俊頼筆「歌集切」がある。

前述の内容を踏まえた上で、伊藤左千夫の短歌一首を草仮名主体で制作した。伊房筆「十五番歌合」で使用されている草仮名を集字し、「久」・「乃」・「李」・「耳」・「良」・「留」など特徴的で頻出する字形を参考にした。「八重」・「玉蓮」・「花」・「動」・「風」・「渡」に関しては、漢字だけが不自然にならないように留意し、世尊寺家歴代（行成・伊房・定実・定信・伊行）の漢字も参考にしながら、草仮名との調和を図った。構成も原本と同様に、単体の放ち書きと二字連綿を交えながら、四行書きとし、最終行は四文字でまとめた。伊房の書風を形成する要素となる抑揚が効いた筆致を意識し、筆の弾力や側筆をうまく使用して、太細な線の変化から生まれる躍動的で力強い仮名の表現を試みた。

今回は詳細に調査できなかったが、近現代の仮名作品において、桑田笹舟先生が古筆研究に基づく、草仮名を主体とした仮名作品を多く発表されていることについても触れておきたい。著書『桑田笹

舟書法』（現代日本書法集成）では、古筆の研究として、伊房筆「十五番歌合」を取り上げ、「字形が最も大きいので、かなの中字及び大字作品には最適なものとなせねばならぬ。」と言及されている。

今後は、『墨美』一八八号（十五番歌合）に掲載されている、伝中院通村筆「十五番歌合摸本」や光厳天皇（一三二一—一三六四）筆と伝えられる御物の「十五番歌合」などにも着目し、研究を深めていきたい。古典・古筆に立脚しながら、自分なりの『前十五番歌合』・『後十五番歌合』を制作し、発表できればと思っている。

【釈文】

久久礼那乃れなるの八重

天天李耳本りにほふ玉蓮

乃乃比良の花びら動き風

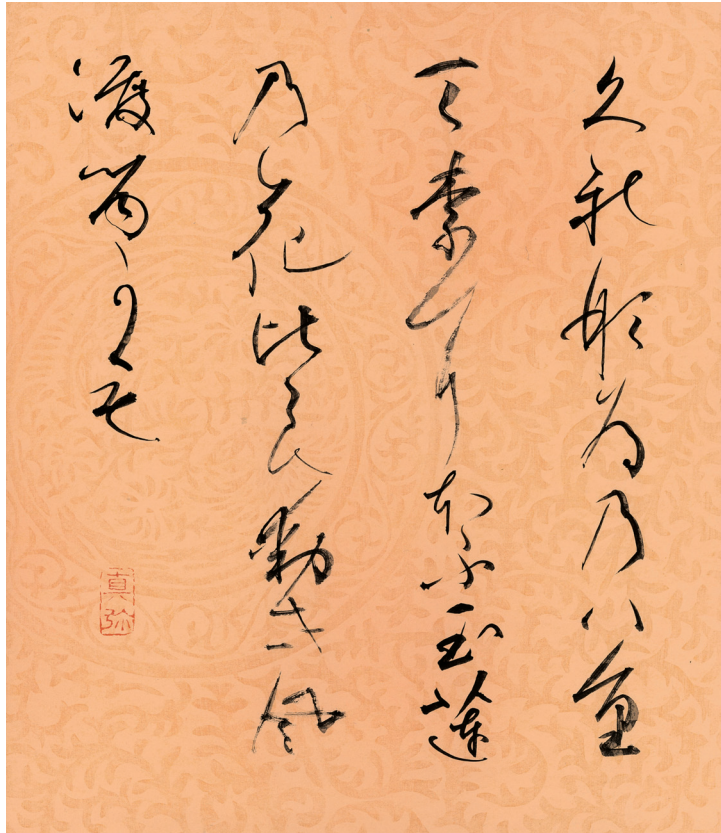
渡留可毛るかも

【出典】

『左千夫歌集合評』土屋文明・斎藤茂吉編 三學書房

【サイズ】

25.4 cm × 21.8 cm



25.4cm × 21.8cm

久礼那為乃八重
 くれなゐのやぶ玉蓮
 天李耳本
 てりにほふ玉蓮
 乃比良
 の花びら動き風
 渡るかも

『左千夫歌集合評』

土屋文明・斎藤茂吉編

三學書房